

長野県食と農業農村振興審議会 委員公募要領

1 趣 旨

長野県食と農業農村振興審議会は、本県の食と農業及び農村の振興に関する重要事項を調査審議するため、「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づき設置されている組織です。

本審議会において、本県の食と農業・農村の振興に関する御意見を幅広くお聞きし、今後の農業関係施策に反映させるため、委員を公募します。

2 募集人数

- (1) 農業者の代表者 2名
- (2) 消費者の代表者 1名

3 応募資格

次の条件をすべて満たす方とします。

- (1) 県内に居住する方で、令和5年4月1日現在で満20歳以上の方
- (2) 長野県の食と農業・農村の振興に関心を持ち、今後の農業関係施策について、農業者又は消費者の立場から意見を述べるができる方
- (3) 年1～5回程度開催される審議会等に出席できる方（会議は原則として平日の昼間に開催）

4 任 期

2年間（令和5年8月からを予定）

5 応募方法

- (1) 申込書に必要事項を記入し、次のテーマに関する小論文（800字程度）を添えて提出してください。
テーマ：「長野県の食と農業・農村振興についての課題と、それに対する私の提案」
- (2) 応募は、郵送、持参、FAXまたは電子メールのいずれかの方法で受け付けます。
- (3) 提出いただいた書類は返却しませんので、ご了承ください。

6 募集期限

令和5年7月6日（木）必着（郵送の場合は、当日消印有効）

7 選考方法

- (1) 書類選考及び面接選考により委員を決定します。
- (2) 面接は、書類選考で選ばれた方を対象に行います。
- (3) 書類選考の結果は、7月中旬（予定）に応募者に通知します。
- (4) 面接選考の結果は、7月下旬（予定）に面接対象者に通知します。

8 応募先・問い合わせ先

〒380-8570（県庁専用郵便番号につき住所記入不要）長野県農政部農業政策課企画係
電 話 026-235-7213、FAX 026-235-7393 電子メール nosei@pref.nagano.lg.jp

9 その他

- (1) 審議会は、原則として公開で行い、議事録及び会議資料は県のホームページで公表されます。
- (2) 委員には、長野県の規程に基づいて報酬及び旅費が支給されます。
- (3) 応募書類等の個人情報、選考の目的のみに使用します。また、長野県個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。